

【令和8年3月24日公布 令和8年三浦市条例第9号】

三浦市南下浦コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

三浦市南下浦コミュニティセンター条例（令和4年三浦市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三浦市コミュニティセンター条例

第1条中「三浦市南下浦コミュニティセンター」を「三浦市コミュニティセンター」に改める。

第2条中「三浦市南下浦コミュニティセンター」を「三浦市コミュニティセンター」に改め、「三浦市南下浦町上宮田3258番地4に」を削り、同条に次の1項を加える。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三崎コミュニティセンター	三浦市天神町4番19号
南下浦コミュニティセンター	三浦市南下浦町上宮田3258番地4

第9条第1項を次のように改める。

センターの休館日は、次のとおりとする。

名称	休館日
三崎コミュニティセンター	12月29日から翌年1月3日までの日
南下浦コミュニティセンター	1月1日から1月3日までの日

第10条第1項を次のように改める。

センターの開館時間は、次のとおりとする。

名称	開館時間
三崎コミュニティセンター	午前9時から午後9時まで
南下浦コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで

第13条第1項中「センター」を「南下浦コミュニティセンター」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第13条関係）

1 センターの利用許可に係る利用料金の上限額

区分		単位	上限額
三崎コミュニティセンター	大会議室	1時間	600円
	中会議室	1時間	300円
	小会議室	1時間	200円

	談話室 1	1 時間	200円
	談話室 2	1 時間	200円
	料理講習室	1 時間	200円
	和室	1 時間	300円
南下浦コミュニティセンター	多目的ホール	1 時間	600円
	多目的室 1	1 時間	300円
	多目的室 2	1 時間	200円
	調理室	1 時間	200円
	スタジオ	1 時間	200円
	和室	1 時間	200円
	その他の区域（屋内）	1 平方メートル当たり 1 日	20円
	その他の区域（屋外）	1 平方メートル当たり 1 日	10円

## 2 センターの附属設備の利用許可に係る利用料金の上限額

区分	単位	上限額
三崎コミュニティセンター	調理台	1 台 1 時間当たり 200円
南下浦コミュニティセンター	プロジェクター	1 台 1 時間当たり 300円
	スクリーン	1 台 1 時間当たり 100円
	マイクセット	1 式 1 時間当たり 300円
	調理台	1 台 1 時間当たり 500円
	貸しロッカー（小）	1 区画 1 月当たり 300円
	貸しロッカー（大）	1 区画 1 月当たり 500円
	収納棚	1 区画 1 月当たり 1,000円

## 3 南下浦コミュニティセンターの附属駐車場の利用に係る利用料金の上限額

区分	単位	上限額
南下浦コミュニティセンターを利用する者	1 区画 1 回 30分当たり	100円
三浦市図書館南下浦分館を利用する者	1 区画 1 回の利用のうち 1 時間を超える部分について 30分当たり	100円

上記以外の者	1区画1回30分当たり	400円
--------	-------------	------

別表備考第3項中「センター」を「南下浦コミュニティセンター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三浦市コミュニティセンター条例の規定による三崎コミュニティセンターの指定管理者の指定又は利用に係る処分又は手続は、この条例の施行前にこれを行うことができる。